屋外広告物の適正管理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：都市整備部住宅建築局建築環境課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項 |
| １　屋外広告物の概要　1. 定義

・屋外広告物法において、屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものとされている。1. 屋外広告物に対する指導・監督

・府は、良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例に基づき屋外広告業に対する登録制度、屋外広告物に対する許可制度を通じた規制を行っている。　・屋外広告物の許可及び措置命令等の府の所管区域は、政令市、中核市、独自に屋外広告物条例を制定した景観行政団体である茨木市、平成22年度以降の権限移譲による29市町を除き、令和７年１月から門真市、摂津市、島本町、千早赤阪村の区域となっている。　　・府は「屋外広告物のてびき」、「違法屋外広告物等対策マニュアル」、「大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可、　　措置命令等指導・監督に関する事務処理について」（以下、これらを「手引等」という。）を作成し、移譲市町における事務の平準化に努めるとともに、市町村と連携しながら、府域（政令市等を除く）における法令の適正な運用や制度の周知啓発、美化活動など、屋外広告物の適正な設置や維持管理を促進している。２　屋外広告物の掲出許可　(1)　掲出許可の状況・屋外広告物の掲出等は、知事（移譲市町においては市町の長）の許可を受けなければならない。例外として、自家用広告物でその表示面積が７㎡を超えないもの等は許可が不要。・府は手引等を作成し、掲出許可の手続等を示しており、移譲市町も手引等を活用して府と同様の運用を図っている。・許可の期間は２年以内（はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーンは30日以内）としている。・府所管区域の許可については土木許認可システム（以下「システム」という。）で管理しており、許可期限が満了になるタイミングで継続申請が行われるよう通知文を発出するとともに、継続申請も撤去届もなく未継続となっているものについては、年１回の督促通知を送ることとしている。・デジタルサイネージについては、屋外広告物法に規定する広告板として、他の屋外広告物と同様に規制対象としているが、手引等にはデジタルサイネージに特化した記載（手続や規制）はない。　・府内の政令市・中核市の一部では、夜間景観上の影響や交通安全上の支障などの観点から、デジタルサイネージの取扱いについてガイドラインに記載するなどの対応を行っているが、府はその対応状況の内容は十分に把握していない。・平成30年10月から、高さが４ｍを超える屋外広告物は掲出許可の更新（２年）ごとに、許可申請時に有資格者による安全点検報告書の添付が義務付けられている。・屋外広告物の許可件数は下表のとおり。※１　守口市：令和４年度までは「府所管区域」、令和５年度以降は「移譲市町」に件数を計上。※２　茨木市：令和６年12月までの件数を「移譲市町」に計上。独自条例施行（令和７年１月）以降は把握していない。※３　政令・中核市：定期的に会議を開催し、課題や情報の共有を行っているが、許可件数は把握していない。　(2)　許可期間が満了した屋外広告物への対応①　府所管４市町村の状況・令和５年度に許可期間が満了した屋外広告物についてシステムで確認したところ、許可の継続手続が行われていない案件が多数あることを把握したことから、土木事務所と連携し、申請の督促等を実施し継続的に指導している。・継続申請も撤去届もないものについてチェックを行っていなかったが、令和５年度以降は定期的に未継続案件について情報を把握・整理し、必要な対応を進めている。現時点では、手引等には記載せず口頭等により引継ぎをしているが、内容を整理した上で手引等に記載する予定。②　移譲29市町の状況・ブロック会議や個別の連絡等を通じて一部の市（岸和田市、河内長野市、松原市、大東市、泉南市）の対応を確認するとともに、令和６年７月に実施した府市町担当者会議（総会）の中で情報共有、注意喚起を行った。会議等で許可期間が満了した屋外広告物に対する取組の事例紹介までは至っていない。・市町によっては、督促通知だけでなく電話連絡など独自の方法で督促を行うなど、その手法については委ねており、府では実施状況は集約していない。(3)　許可状況の把握・府は、府所管４市町村及び移譲29市町の屋外広告物の新規許可件数と継続許可件数は把握しているが、移譲29市町において継続手続がなされないまま現地に存置されている件数は把握していない。・府所管４市町村・移譲29市町において掲出許可期限が満了になるタイミングで継続申請が行われるよう通知文を発出するとともに、未継続となったものについては、年１回の督促通知を送ることをマニュアル化しているが、督促後も継続申請のない場合は移譲29市町に対応を委ねており、実施状況についても把握していない。・無許可の屋外広告物については、パトロール等により把握することとしているが、現状把握している案件はない。手引等に、実施頻度や発見に向けた着眼点は記載されていない。・府は、継続許可件数のうち安全点検が義務付けられている４ｍ超の屋外広告物の件数は府所管区域及び移譲市町いずれの分も把握していない。　(4)　許可証の貼付・許可に際しては、許可書とともに許可証シールを交付しており、屋外広告物に貼付することが義務付けられている。・許可書交付時に貼付の案内はしているが、実際に貼付されていることは少ないとのことであった。また、関係業界団体等を通じた周知は実施していない。 | １　府内の政令市や他府県などで規制例のあるデジタルサイネージについて、法令の趣旨・目的に照らして、府所管区域や移譲市町における対応が検討されていない。２　屋外広告物に許可証が貼付されていれば、違法屋外広告物の発見が容易になるが、許可証の貼付が徹底されていない。３　許可更新時に有資格者による安全点検が義務付けられている高さが４ｍを超える屋外広告物について、移譲市町における事務が適切に行われているかを計画的に検証するためには、許可及び許可更新件数の把握が基礎となるが、その把握がされていない。４　以下の内容について手引等に記載されていないことから、府所管市町村や移譲市町における事務執行の平準化が十分に図られていない。1. 屋外広告物について、許可期間満了後に撤去や継続申請されていない事案の発見や対応手法が記載されていない。
2. 許可期間が経過した屋外広告物で継続申請されていない事案に対して年１回の督促のみ記載されており、その後の対応は記載されていない。

③ 無許可の屋外広告物はパトロール等で把握するとしているが、パトロールの頻度や発見にむけた着眼点などは記載されていない。 | １　デジタルサイネージの規制に関する対応の必要性について、移譲市町の動向を把握するなど情報収集と検討を進められたい。２　違法屋外広告物の確認が効率的に行えるよう、関係業界団体を通じた周知や更新時の貼付確認など、許可証の貼付が徹底されるよう効果的な方策を検討されたい。３　高さが４ｍを超える屋外広告物の移譲市町を含めた許可及び許可更新件数を把握するとともに、安全点検の実効性を高めるため、パトロール時にモニタリングを実施するなどの方策を検討されたい。　　４　検出事項について、府所管市町村や移譲市町において、事務執行の平準化が十分に図られるよう、移譲市町における状況を把握した上で手引等に対応を記載されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和７年８月６日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）